

令和6年度

第13回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年7月10日（水曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会議室

| | |
|-------|-------------------------------|
| 報告事項 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告事項 | 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について |
| 報告事項 | 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について |
| 報告事項 | 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について |
| 報告事項 | 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について |
| 議案第1号 | 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願について |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 議案第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議案第6号 | 非農地通知について |
| 議案第7号 | 農業委員会委員の辞任について |

出席委員（17名）

| | |
|-----------|-------------|
| 1 番 井口 健 | 10 番 坂東 紀好 |
| 2 番 中村 弘 | 11 番 笠野 喜久雄 |
| 3 番 吉中 雅三 | 12 番 山本 茂樹 |
| 4 番 曾根 光彦 | 13 番 丸山 勝 |
| 5 番 小方 保寛 | 15 番 堀 良子 |
| 6 番 井上 直樹 | 16 番 湯川 徳弘 |
| 7 番 谷河 績 | 17 番 貴志 年伸 |
| 8 番 藪 利昭 | 18 番 藤井 友彦 |

19番 岩橋 章博
欠席委員（2名）

9番 藤田 城司

14番 吉川 松男

出席職員

農業委員会事務局

局長 奥谷 知彦

課長 中村 佳照

副課長 藤田 誠一

班長 中居 一樹

企画員 西森 和子

事務主任 田伏 諒

事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 定刻が参りましたが、総会に先立ちまして、去る6月25日和歌山県自治会館にて、和歌山県農業会議創立70周年記念式典における永年勤続表彰が行われ、谷河会長が、15年以上の長きにわたり地域農業の振興に大きく寄与したとして、岸本県知事から感謝状を贈呈されましたのでご報告させていただきます。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第13回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る6月28日、小方委員、笠野委員、山本委員、藤井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、藤田委員、吉川委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、薮委員、笠野委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、26件ありました。

すべて相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 1は住所が・・・で、売却希望とのこと。

No. 4とNo. 5はそれぞれ住所が・・・ですが、No. 3の・・・が耕作しているとのこと。

No. 8は住所が・・・ですが、すべて3条での売却予定とのこと。

No. 11は住所が・・・ですが、・・・No. 10の・・・が管理するとのこと。

No. 16は住所が・・・ですが、自身で管理するとのこと。

No. 19は住所が・・・ですが、和歌山市内に住む親戚が耕作しているとのこと。

No. 21は住所が・・・ですが、相続する前から利用権設定による貸借をしています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が2件ありました。

内訳は、農業用倉庫1件、農業用倉庫、農業用通路及び農業用駐車場1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第13号に規定する電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置についての届出で1件ありました。

老朽化が著しい線路について、送電用の鉄塔の建て替えを実施し、設備の事故未然防止を図るものです。

申請地は、工事に伴う工事用地として一時転用し、賃貸借します。

また、・・・の一部については新設する鉄塔用地として所有権移転する計画です。

なお、和歌山県と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。

6月19日付、7月1日付で受理通知書を交付しています。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で9件ありました。

6月10日付、6月19日付、7月1日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 4、No. 7、No. 8及びNo. 9は使用貸借権の設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策

事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が1件ありました。

対象農地の面積は、田のみです。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、21ページの議案第5号農用地利用集積計画No. 6で利用権の設定を上程しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で6件議案に登載されていますが、No. 2について7月8日付で取り下げ願がありましたのでNo. 2以外の5件の提案といたします。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従

事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

なお、No. 1は市街化区域です。

No. 4は贈与で、新規耕作です。

作付作物はブルーベリー、ミカンを予定しており、農機具一式は噴霧器や草刈り機を所有しているとのことです。

No. 5は新規耕作です。

作付作物は野菜を予定、農機具は軽トラック、草刈り機を所有、トラクターの購入を予定しているとのことです。

No. 6は新規耕作です。

作付作物は果樹や大根を予定、農機具は当面クワ等で耕作を行い、必要に応じて草刈り機や耕運機借り入れる予定をしているとのことです。

なお、No. 5については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 5について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので笠野委員さん報告願います。

◆11番（笠野 喜久雄） 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

6月28日、小方委員、事務局員とともに現地調査ならびに譲受人より事情聴取を行いました。

譲受人は・・・に居住し、・・・の事業を展開する有限会社の経営者ですが、生家が農業を生業としていたこともあり、以前より農業に興味を持ち農業にかかわりたいと考えていたということです。

申請地は資料のとおりであります、居

住地から勤務地までの行き帰りに毎日管理ができる耕作地を探していたところ、水路からも近く耕作に適した休耕地を斡旋していただき、所有者も今後耕作はしないということから、譲渡していただけることになったそうです。

譲受人は今後、農業者でもあった父親の指導を仰きながら、ナス、きゅうり、タマネギなどを作付けする計画で、成果物は、自家消費のほか、会社従業員に配布することです。

農機具として草刈り機や動力噴霧器などを所有しているほか、今後1,500㎡の畑を耕作するにあたり、この度、33馬力のトラクターも購入したそうです。

なお、このトラクターなどの農機具の保管場所は会社であり、会社からは大型トラックで搬送することです。

事情聴取する過程においても農業に対する熱意も感じられ、今回の申請に特段の問題がないと思われま

す。委員各位の審議をお願いし、報告を終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第2号No. 2以外について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（岩橋 章博） No. 6について・・・から来るそうですが、この方は外国人で農地法第3条の要件に適應していると思うのですが、どのように適應していますか。

◆中居班長 農地法では日本国籍を有していることが要件とはなっておりませんので外国人であっても権利を取得することは

できます。

その中でどういったことが条件となるかですが、まず日本に居住しているということがひとつの条件で、在留資格の種類が限定されておりまして経営管理者、永住者、もしくは日本人の配偶者がいる場合、永住者の配偶者がいる場合、定住者これらが在留資格として農地を取得する条件となっています。

今回の申請につきましては経営管理の在留資格を有しておりますので要件にあてはまります。

以上です。

◆会長（谷河 績） よろしいですか。

この議案について、ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号No. 2以外は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件は、令和6年8月30日から9月6日までの和歌山地方裁判所の一般競争入札参加の為の証明願であります。

なお、証明発行後、願出人が競落し農地法第3条の許可申請のあった場合には、会長専決にて処理してよろしいかをご審議願います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

またNo. 6については簡易地図の最終ページに現地の写真を付けていますのでご参考にしてください。

No. 1 申請地は・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、備考記載の法人の代表者で、その法人が資材置場を探していたことから、当該申請地を貸露天駐車場及び貸露天資材置場へ転用し、当該法人に使用貸借するものです。

また、申請地北側の隣接農地所有者には所在不明という理由から、同意が得られていませんが、境界に擁壁を設置する対策を講じるとの事です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、備考記載の法人の代表者の親族で、事業所で働く従業員の駐車場が不足していること、また、事業所の告知のため、当該申請地を貸露天駐車場及び看板用地へ転用し、当該法人に使用貸借するものです。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当

します。

申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺に和歌山南インターや小学校等があり、住宅用地として適地であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 4 申請地は・・・に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当すると思われま

申請人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、手狭になってきたことから、勤務地から近く、スーパー等の商業施設や病院があり、生活環境の整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでいる法人で、申請地は和歌山南インターから近いため利便性が良く、小学校も近くにあり、住みよい環境であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可及び特定事業許可申請中です。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでいる法人で、備考記載の・・・2社が紀北方面に仕事が多く、申請地周辺で資材置場を探していたこ

とから、当該申請地を貸露天資材置場へ転用し、当該法人に賃貸借するものです。

本件につきましては、お配りしている写真のとおり、現在、申請地と道路との境界に・・・が所有するフェンスが設置されております。

本件事業は、この部分からの進入を予定しており、進入路を確保するため、申請者より・・・に対し、フェンスの一部撤去の申出を行っていますが、現状同意が得られていません。

事務局より・・・に確認したところ、同意できない理由としては、フェンスを撤去し工事車両等が幅員の狭い住宅地の道路を通行することで、これまでの住宅地の安全性が確保できない、また、道路がトラック等に対応できる構造になっていないという点を挙げております。

また、東側隣接農地所有者につきましても、周辺住民が本件事業に賛同していないことを理由に同意が得られておりませんが、申請者からは隣接農地への被害防除措置として申請地と農地との間に緩衝地を設ける対策が提示されております。

No. 1～No. 5の案件については一般基準を満たしていると思われま

No. 6については、事業に必要な進入路が、現状確保できていないことから、農地転用の不許可の要件である、農地法第5条第2項第3号および農地法施行規則第57条第1項第1号の「許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと」に該当すると思われま

なお、No. 1、No. 3、No. 5及びNo. 6については現地調査及び事情聴

取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので小方委員さん報告願います。

◆5番（小方 保寛） 議案第4号農地法第5条第1項申請No. 1について報告申し上げます。

6月28日(金)に、笠野委員と私並びに事務局で、現地調査と事情聴取を行いました。

本件は122㎡の第2種農地で、貸露天駐車場及び貸露天資材置場へ転用申請するものですが、隣接農地所有者の同意がとれないことから、その点を中心に現地調査及び事情聴取を行いました。

聴取には、・・・実施しました。

北側に隣接する農地所有者について、登記情報に記載の住所、・・・の該当の地番を訪問するも尋ね当たらず、・・・周辺で聞き込みをしても、当該所有者の情報を得ることはできなかったとのこと。

現地調査をしてみると、同意のない該当の隣接農地の現状は木や草が生え遊休農地の様相であり、申請者の農地転用により、露天駐車場、露天資材置場とするとしても、擁壁を作り、また自主的に水路を作り排水溝を設けるとのことで、隣接地への影響はないと認められます。

申請者はこの近くに在住で、・・・の資材置場用地を探していたところ、譲渡人が営農の規模縮小を考えていることを知り、隣接の親族所有地と併せて利用する話がまとまりました。

なお、西側に隣接する用水路に床板を設

置し進入路とすることについて、関係機関と協議を行っています。

以上の点から、特段問題がないものと認められました。

各委員の慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

№. 3 および№. 5 について、山本委員さん報告願います。

◆12番（山本 茂樹） 議案第4号農地法第5条第1項申請№. 3 について説明します。

6月28日（金）私山本と藤井委員及び事務局職員2人と共に、現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請内容は分譲住宅を目的とした農地法第5条の許可申請です。

申請地及び申請者は議案書の通りです。

申請者である会社・・・です。

分譲住宅に適した土地を探していたところ、ある不動産業者からの斡旋を受けて申請に至ったとのこととです。

申請地は第二種農地にあたります。すでに雑種地となっている4筆の土地2, 199㎡と今回の譲渡人5名5筆の申請農地1, 406㎡と合わせて合計3, 605㎡で16戸の分譲住宅用地を造成する予定です。

進入路は公道に面した既に確保している雑種地を利用する予定です。

排水は北側と南側の水路へ放流予定で紀の川左岸土地改良区に排水同意を得ていて、また隣接農地の同意も得ていて問題ないと思いますが、みなさんの慎重な審査をお願いします。

つづいて議案第4号農地法第5条第1項

申請№. 5 について説明します。

6月28日（金）私山本と藤井委員及び事務局職員2人と共に、現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請内容は分譲住宅を目的とした農地法第5条の許可申請です。

申請地及び申請者は議案書の通りです。申請者である会社・・・です。

分譲住宅に適した土地を探していたところ、静かで周りの環境も良く、また小学校に近い当地を見つけて申請に至ったとのこととです。

申請地は第二種農地にあたります。

進入路は公道に面した宅地を既に確保しており、譲渡人5名7筆の農地合計6, 541㎡で24戸の分譲住宅用地を造成する予定です。

排水は南側の水路へ放流する予定で紀の川左岸土地改良区に排水同意を得ており、また隣接農地の同意も得ていて問題ないとおもいますが、みなさんの慎重な審査をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

№. 6 について、藤井委員さん報告願います。

◆18番（藤井 友彦） 6月28日に山本委員、事務局及び私で現地調査及び事情聴取を行いました。

申請者は・・・を営む会社で、・・・に事務所を有しています。

申請地は現在雑草が生い茂る休耕地となっています。

申請地の東側は他の所有者が耕作する農地（田）と接しており、西側及び南側は既に宅地化され、住宅地となっています。

住宅地内の道路は・・・が所有しており、現在は申請地と道路の境界に・・・がフェンスを設置しているため、車両が道路から申請地に進入することはできません。

今般、申請地所有者である譲渡人（女性）より、自身では維持管理できないので売却処分したいとの申出があり、申請者が買い受けて貸露天資材置場として活用したいとのことで農地法第5条1項による許可申請が出されました。

資材置場の賃借人としては、申請者と取引のある・・・2社が内定しているそうです。

仮に農地転用が認められ、貸露天資材置場となった場合には、西側住宅地内の道路を通行して申請地に進入することとなりますが、住宅地内の住民は申請地が資材置場となって大型車両が住宅地内の道路を頻繁に通行することを忌避しており、本件事業に反対しています。

道路及びフェンスの管理者である・・・も、周辺住民が反対していることを理由として、フェンスの一部撤去を拒否しています。

申請地東側の農地所有者は、休耕地となっている申請地が活用されること自体には賛成だが、周辺住民が反対している現状では本件事業に賛成はできない（周辺住民が同意すれば賛成する）との立場です。

申請者としては、申請地に出入りする車両の大きさや時間帯を制限することにより、周辺住民の賛同を得られないか模索しましたが、最終的に周辺住民の同意を得ることができず、・・・にもフェンスの一部撤去を了承してもらえなかったとのことであり、今後もこの状態が続くのであれば、民法2

10条による囲繞地通行権を・・・に対して主張していきたいとのことです。

現地調査及び事情聴取の結果は以上のとおりであり、担当委員としては、進入路が確保できていない現状においては、「許可後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない」ものとして、和歌山県に対しては不許可相当との意見を具申せざるを得ないものと考えますが、各委員の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（湯川 徳弘） この件について農業委員会の藤田副課長より招集を受け現地に行きました。

現地は住宅の人が住宅の中を通るのは反対であるという事ですから、業者側は別の進入路を買えば解決すると思います。

農業委員会は和歌山市の信頼と名誉を守るため、このような法律に合致しないやり方はやめて、この申請者は進入路を新たに買えば解決するので、住宅からの進入は切り離して考えてほしいと思います。

◆会長（谷河 績） 湯川委員や現地調査を行った藤井委員のご意見もあり、No. 6について不許可ということによろしいですか。

（異議なし、との声）

それではNo. 1から5は可決決定として、No. 6は不許可相当として県へ進達したいと思いますのでよろしく願いいたします。

議案第5号 農用地利用集積計画について

て、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますのであわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が13件ありました。

賃借権が3件、使用貸借権が10件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 6については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 7からNo. 13については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が17,621㎡、畑が1,477㎡、総面積が19,098㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が7件あり、面積は、田が13,930㎡、畑が1,117㎡、総面積が15,047㎡です。

なお、No. 1は和田推進委員、No. 4は藪農業委員、No. 6およびNo. 12は小栗推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定

に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年2月14日、東山東地区山東中で（16件、28筆）を且来推進委員とともに、令和6年4月18日、西山東地区吉礼及び口須佐で（33件、71筆）を吉中農業委員、中筋推進委員とともに、令和6年5月21日、名草地区内原で（54件、90筆）を貴志農業委員、南方推進委員とともに、現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書29件の提出がありました。

面積は田が1,141㎡、畑が23,753.60㎡です。

議案書番号1～29について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

なお、各地区の土地改良区等と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農業委員会委員の辞任について、提案いたします。

坂東委員一時退席をお願いします。

・・・坂東委員退席・・・

◆中居班長 番外 説明いたします。

令和6年7月1日付けで、農業委員会委員 藤田城司氏、坂東紀好氏より、農業委員会委員を辞任したい旨の申出が和歌山市長あてありましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。

両委員から辞任願の提出をいただきますので、朗読させていただきます。

はじめに藤田委員について

辞任願 一身上の都合により令和6年7月31日付をもって和歌山市農業委員会委員を辞任したいので、承認されたくお願い致します。令和6年7月1日 藤田城司。

藤田委員につきましては家庭上の都合により辞任願の提出となっております。

続きまして、坂東委員について。

辞任願 一身上の都合により令和6年7月31日付をもって和歌山市農業委員会委員を辞任したいので、承認されたくお願い致します。令和6年7月1日 坂東紀好。

坂東委員につきましては、諸般の事情で辞任願の提出となっております。

なお、農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第7号を可決と決定しました。

・・・坂東委員着席・・・

議案は以上となります。

続いて、辞任される坂東委員からごあいさつをお願いします。

・・・坂東委員あいさつ・・・

ありがとうございました。

坂東委員7年間お疲れさまでした。

次に、農業委員会だよりについて、農政問題調査研究小委員会の岩橋委員長ご報告をお願いします。

◆19番（岩橋 章博） 昨年度発行の農業委員会だよりを配布させていただいております。

例年、農業委員会だよりの掲載内容については、農政問題調査研究小委員会で協議しているところですが、例年どおり、各委員の皆さまに農業委員会だよりの記事の題材について、ご提供いただき、小委員会にて原案作成を考えております。

つきましては、記事題材の提供がございましたら、8月9日の次回総会までに事務局までご連絡ください。

提供いただきました内容については、農政問題調査研究小委員会を開催し、協議させていただく予定です。

なお、併せて推進委員の皆さまにも記事題材の提供の依頼を行う予定です。

よろしく申し上げます。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外 説明します。

番外、説明いたします。

・先進地視察について

令和6年度先進地視察について、11月中旬から下旬頃に、農業委員、農地利用最

適化推進委員による先進地視察を実施する
予定で考えております。視察場所について、
いいところがあれば8月9日（金）まで事
務局までご連絡ください。

参考に、前回は令和4年11月に京都府
相楽郡和束町のいいところ和束でお茶に関す
る研修を、前々回は令和元年7月に京丹後
市農業委員会と道の駅 丹後王国「食のみ
やこ」の視察を行っています。

続きましてカラー版の農政情報という資
料を配布しておりますのでご覧ください。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かござい
ませんか。

なければ、第13回総会を閉会いたしま
す。

13時45分 閉会